

法務省秘文訓第●号

本省局部課長
本省所管各庁の長
(除く、検事総長、検事長及び検事正)
中央更生保護審査会委員長

法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年5月●日

法務大臣 鈴木馨祐
(公印省略)

法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令
法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号大臣訓令）の
一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄
に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(<u>特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理</u>) 第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき<u>管理するものとする。</u> <u>また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下</u>	(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書の管理</u>) 第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき<u>管理するものとする。</u>

<u>同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び重要経済安保情報保護活用法施行令第11条第1項の規定に基づき定められた法務省重要経済安保情報保護規程（令和7年法務省秘総訓第1号大臣訓令）に基づき管理するものとする。</u> （特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第33条 <u>特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</u> 〔(1)・(2) 略〕 〔2～10 略〕 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 〔略〕 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 〔略〕 〔(1)～(3) 略〕 (4) <u>特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 <u>また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> 〔(5)・(6) 略〕	（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第33条 <u>特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。</u> 〔(1)・(2) 同左〕 〔2～10 同左〕 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 〔同左〕 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) <u>特定秘密である情報を記録する行政文書</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 〔(5)・(6) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。